

第23期 第18回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成31年2月25日(月曜日) 午後2時00分～午後2時50分			
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室			
出席委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治
	五十嵐 堅司	野村 真理子		計 7名
欠席委員				
議事録署名委員	中岡 亮太	今泉 宏治		

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
青雲町二丁目 325番54 325番55	牧場 牧場	登録なし 登録なし	198 198	■■■■市■■町■■丁目■■番■■号 土地家屋調査士 ■■■■ (■■市■■区 ■■■■■■条 ■■丁目■■番■■号 ■■■■)	地目変更のため	農地・採草放牧地以外	農業委員 中岡 亮太 野村 真理子 推進委員 黒坂 章 山本 まり子

審議結果	原案承認
------	------

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届けについて

1 認定電気通信事業者名	株式会社■■■■■■■■			
2 事業の名称	苫小牧美沢東移動通信新設工事LTE基盤			
3 事業の目的	電気通信事業に基づく第一種電気通信事業(携帯電話)の用に供する施設(通信用アンテナ)の設置			
4 事業計画の概要	携帯電話アンテナ基地局 1基 (内訳)無線装置台1台、電源装置1台、地上40m鉄骨シリンダー型鉄柱 工期:平成31年1月15日～平成31年3月15日			
5 計画地の概要	所在・地番	現況地目	面積	所有者
	字美沢121番1の内	畑	60.24 m ²	■■■■
	字美沢122番1の内	畑	457.89 m ²	■■■■
	字美沢124番2の内	畑	437.02 m ²	■■■■
	合計			955.15 m ²
権利の種類		賃貸借		

審議結果	原案承認
------	------

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知(使用貸借)について
(使用貸借の合意解約)

土地の表示			貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目			
	公簿	現況		
字樽前 401 番 1 の内 401 番 2 401 番 5	牧場 牧場 牧場	畑 畑 畑	30,571 ㎡の内 17,600 ㎡ 33,428 ㎡ 16,081 ㎡ (計 67,109 ㎡)	■■■■市字■■■ ■■■■番地 ■■ ■■ ■■■■■■■■■■ 合同会社 ■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■ ■■
契約内容	契約年月日	契約期間	合意解約日	土地引渡日
基盤強化促進法 H30年6月(使用貸借) 整理番号 30-4	H30年6月1日	始期 H30年6月1日 終期 H35年5月31日	H31年1月31日	H31年2月15日

審議結果 原案承認

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件				
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■	⊙・否	⊙・否	⊙・否	⊙・否	⊙・否
■■■■■■■■■■(株)	⊙・否	⊙・否	⊙・否	⊙・否	⊙・否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知(賃貸借)について
 議案第2号-1 (賃貸借の合意解約)

土地の表示			貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目			
	公簿	現況		
字樽前 395 番 2 395 番 3 の内 395 番 7 の内 395 番 13 395 番 15	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	4,168 ㎡ 25,466 ㎡の内 19,466 ㎡ 1,255 ㎡の内 1,155 ㎡ 2,903 ㎡ 7,777 ㎡ (計 35,469 ㎡)	■■■市字■■■ ■■■番地■■■ ■■■■■ 合同会社 ■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■■■■
契約内容	契約年月日	契約期間	合意解約日	土地引渡日
基盤強化促進法 H30年6月(賃貸借) 整理番号 30-5	H30年6月1日	始期 H30年6月1日 終期 H35年5月31日	H31年1月31日	H31年2月15日

議案第2号-2 (賃貸借の合意解約)

土地の表示			貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目			
	公簿	現況		
字樽前 395 番 1 395 番 10	牧場 牧場	畑 畑	25,493 ㎡ 1,224 ㎡ (計 26,717 ㎡)	■■■郡■■■町 字■■■■■■■■■■ 番地 ■■■■■ 合同会社 ■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■■■■
契約内容	契約年月日	契約期間	合意解約日	土地引渡日
基盤強化促進法 H30年6月(賃貸借) 整理番号 30-6	H30年6月1日	始期 H30年6月1日 終期 H35年5月31日	H31年1月31日	H31年2月15日

審議結果 原案可決

議案第3号 苫小牧市農業委員会「農家実態調査」実施要領の制定について

別紙2のとおり。

審議結果 原案可決

その他

(1) 農業経基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について

整理番号	25-7
利用権設定を受ける者	■■■市字■■■■■■番地 ■ ■
利用権設定をする者	■■■市字■■■■■■番地 ■■ ■■
利用権を設定する土地	字樽前207番1 20,669㎡
設定する利用権	賃貸借権
設定の時期	平成26年3月1日～平成31年2月28日
期間満了日	平成31年2月28日

(2) 農地法第4条の規定による転用事業の完了について

許可番号	平成29年10月26日付け苦農委第3号指令
土地所有者	■■郡■■町■■■■■■番地 ■■ ■■
土地の所在	字美沢114番2の内 6,093㎡
転用の目的	屋内周回コースの設置
転用の期間	平成29年10月26日～平成31年8月31日
事業の完了	平成31年1月24日
完了の確認	平成31年2月14日
確認委員	農業委員：丹羽委員、今泉委員、五十嵐委員 推進委員：寒河江委員、早勢委員

(3) 第23期第19回農業委員会総会の開催について

3月25日(月)

午後2時からの開催予定

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: [REDACTED]

主たる事務所の所在地: [REDACTED]

記載年月日(総会承認日)		H29年 1月27日	H30年2月27日	H31年2月25日	
報告受理日		H28年12月27日	H30年2月15日	H31年1月4日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	33(苫12)	33(苫12)	63(苫12)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		Ⓐ・否	Ⓐ・否	Ⓐ・否	
事業 の 種類	農畜産物名	豚	豚	豚	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告	[REDACTED]		
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		Ⓐ・否	Ⓐ・否	Ⓐ・否	
構 成 員 数	総数	3人(300)	3人(300)	3人(300)	
	農地提供者 ①	1人(200)	1人(200)	1人(200)	
	農業常時従事者 ②	2人(100)	2人(100)	2人(100)	
	農作業委託者 ③				
	農地中間管理機構 ④				
	市町村・農業協同組合等 ⑤				
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥				
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()	
①～⑥以外の者 ⑦					
要件の適否		Ⓐ・否	Ⓐ・否	Ⓐ・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数	3人	3人	3人	
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	3人	3人	3人	
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	3人	3人	3人	
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無	
	要件の適否	Ⓐ・否	Ⓐ・否	Ⓐ・否	
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備考					

苫小牧市農業委員会「農家実態調査」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、苫小牧市農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する「農地台帳」の適時・適切な情報の更新を図るため、その記載内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）に関する事項を定めた「苫小牧市農業委員会農地台帳点検等実施規程」第3条第1項に規定された全農家を対象とした調査（農家実態調査）に関する事項を定め、本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

（調査対象者）

第2条 農家実態調査の対象者は、毎年1月1日現在に農地台帳に登録されている農地所有農家及び法人、農地を借り農業経営を行っている農家及び法人、農地未利用農家及び法人（認定農業者）とする。

（調査時期）

第3条 本調査は、毎年、1月1日現在の対象者に対し1月～3月の間に実施する。

（調査方法）

第4条 本調査は、農地台帳（フェーズ2）帳票、「農業経営及び農地利用状況に関する調査票」を基に、本委員会用に作成した「農家実態調査票」により郵送による配布、回収又は戸別訪問等による聞き取り調査により実施する。

（調査内容）

第5条 農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るために必要な項目を含めた内容とし、様式は、委員改選の翌年以外に実施する「農家実態調査票Ⅰ」（別紙1）又は、委員改選の翌年に実施する「農家実態調査票Ⅱ」（別紙2）とする。

なお、「農家実態調査票」の調査項目等については状況により内容を変更する事がある。

（調査回答の精査）

第6条 「農家実態調査票」の下記の調査項目については、農地法等の許可申請、農家・耕作証明、農業従事者証明等の基となる事から、回収後の直近に召集される農業委員及び農地利用最適化推進委員合同会議（以下「合同会議」という。）にて、内容を精査し承認を得る。

- ・ 調査項目：経営主名、世帯員の状況（農業従事者名、農業従事日数）

（調査結果の報告）

第7条 第6条による承認後、全調査項目についての調査結果を直近の合同会議開催時に報告する。

（農地台帳の補正）

第8条 第6条による承認後、調査結果を基に農地台帳管理項目毎に農地台帳の補正を実施する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要に応じて変更が必要な場合は、事前に合同会議にて協議する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。